

子どもの医療費助成

Q & A



子どもの医療費助成は、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもの福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

Q1 子どもの医療費助成の対象者は？

A1 川南町内に住所のある、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもです。また、学校などの関係で子どもの住所が町外にある場合で、保護者の住所が町内にあるときは、この子どもも対象になります。

Q2 どのように助成されるの？

A2 病院等の窓口で「現物給付」により助成されます。



Q3 現物給付って何？

A3 現物給付とは、病院の窓口での自己負担額（病院ごとに1月当たり、就学前の乳幼児は300円、小学生から高校生等までの子どもは1,000円）のみの支払で現物（医療行為）が受けられることです。代わりに町が病院等に支払をします。

Q4 現物給付を受けるにはどうすればいいの？

A4 役場で受給資格証の交付申請手続きをしてください。印鑑、被保険者証が必要です。ただし、平成27年9月1日時点で町内に住所のある子どもは、申請は必要ありません。

Q5 病院等に行ったとき、助成を受けるためにすることは？

A5 窓口で、受給資格証と被保険者証を提示してください。



Q6 どの病院でもいいの？

A6 原則として、保険診療を受けられる医療機関等であれば、どこでも助成を受けることができます。ただし、現物給付を受けられるのは、宮崎県内の医療機関のみです。

Q7 県外で診療を受けたら？

A7 県外では使用できないので、償還払い方式で請求します。必要書類（被保険者証、領収書、通帳又はキャッシュカード、印鑑）を持参の上、支払った翌月以降（1年以内）に役場で申請してください。役場から2か月以内に自己負担額を引いた助成金を口座に振り込みます。

Q 8 病院等に受給資格証を持っていくのを忘れたら？

A 8 一部負担金を支払います。その後の手続は、A 7と同じです。

Q 9 住所や保険証などが変わったら？

A 9 登録変更届が必要です。

必要書類を添えて手続をし、新しい受給資格証の交付を受けます。

Q 10 受給資格証をなくしたら？

A 10 再交付申請書を提出し、新しい受給資格証を受け取ります。

Q 11 受給資格証の有効期間が終了したら？

A 11 就学前の乳幼児の資格証は6歳に達する日以後の最初の3月31日まで、小学生から高校生等までの子どもの有効期間は18歳に達する日以後の最初の3月31日までですので、期間が過ぎたら受給資格証を返納してください。

転出等で資格がなくなった場合も、返納してください。

Q 12 入院して医療費が高額になったら？

A 12 入院の場合も、病院ごとに1月当たり、就学前の乳幼児は300円、小学生から高校生等までの子どもは1,000円の自己負担のみです。ただし、高額療養費に該当した場合、一定額を超過した分については、保険者から給付があります。しかし、助成と重複して受給することはできませんので、代理受領の手続をし、町が支払った分を返納しなければなりません。該当する場合は、町から連絡をしますので、速やかに指示に従ってください。

Q 13 勤め先から医療費が返ってきたら？

A 13 保険者によっては、医療費が返ってくる場合があります。これを付加給付といいます。付加給付を受けた場合も、A 12と同じように町が支払をしていますので、町に返納してください。

※健康保険対象外費用（健康診断、文書料、予防接種、歯列矯正、入院時の食事代、差額ベット代等）は、助成されませんので御注意ください。



【お問合せ先】

川南町役場 福祉課 子ども支援係
TEL 0983-27-8007